

伊勢原市駅北口臨時駐車場の設置及び管理に関する要綱

(設置)

第1条 旧第二庁舎跡地が伊勢原駅北口A街区市街地再開発事業に伴う公共駐車場として整備されるまでの間、当該土地を暫定的に有効利用するため、自動車駐車場を設置する。

(名称及び位置)

第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
伊勢原市駅北口臨時駐車場	伊勢原市伊勢原一丁目12番1号

(供用時間等)

第3条 駐車場の供用時間は、終日とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、駐車場の補修、駐車場設備の保守点検その他必要があると認めるときは、前項の供用時間を臨時に変更し、又は駐車場の全部若しくは一部の供用を休止することができる。この場合において、市長は、あらかじめ変更しようとする供用時間又は休止しようとする内容を告示するものとする。

(駐車できる自動車)

第4条 駐車できる自動車は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に掲げる普通自動車並びに小型自動車及び軽自動車のうち二輪自動車以外のもので、長さ5.0メートル、幅2.0メートル、高さ2.1メートルを超えないものとする。

(駐車料金)

第5条 駐車場を使用する者（以下「利用者」という。）は、自動車1台につき、次に定める駐車場の使用料（以下「駐車料金」という。）を納付しなければならない。ただし、駐車場を使用するそれぞれの日における駐車料金が1,000円を超える場合は、その駐車料金を1,000円とする。

区 分	駐車時間	駐車料金
午前7時から午後10時まで	30分ごと	100円
午後10時から翌日の午前7時まで	60分ごと	100円

(回数券)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、回数券を発行することができる。

2 前項に規定する回数券の1枚当たりの発売単価は100円とし、発売単位は500枚単位とする。

3 市長は、第1項に規定する回数券を割引して発売することができる。この場合において、500枚の購入者については券面額の2割、1,000枚以上の購入者については

券面額の3割の割引をして得た額をもって、当該券面額の回数券の発行をすることができる。

(割引認証機)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、店舗の事業者が利用者の買い物金額に応じて駐車料金の一部を負担することができるよう、割引認証機を設置することができる。

2 市長は、前項に規定する割引認証機によって割り引かれた駐車料金を、利用者が買い物をした店舗の事業者に対して請求するものとする。

3 前項の規定による請求を受けた事業者は、割引認証機によって駐車料金の割引がされた日の属する月の翌月から翌々月までの間で、市長が指定する日までに当該請求金額を納付しなければならない。

4 市長は、次に定める区分に応じ、第2項の規定により事業者に請求する金額を減じて請求することができる。

区 分	請求金額の減額割合
1か月当たりの割り引かれた駐車料金の合計が500,000円を超える場合	1か月当たりの割り引かれた駐車料金の合計金額に10分の2を乗じて得た額(1円未満の端数切捨て)
1か月当たりの割り引かれた駐車料金の合計が1,000,000円を超える場合	1か月当たりの割り引かれた駐車料金の合計金額に10分の3を乗じて得た額(1円未満の端数切捨て)

(駐車料金の納付)

第8条 利用者は、自動車を入場させる時に利用券の交付を受け、出場させる時にこれを提出し、駐車時間に相当する駐車料金を納付しなければならない。ただし、第7条第1項に規定する割引認証機によって駐車料金の割引を受けた利用者は、割引適用後の駐車料金を納付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、回数券に係る料金は、これを発行するときに納付しなければならない。

(駐車料金の免除)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する自動車を駐車させるときは、駐車料金を免除することができる。

(1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車

(2) 国又は地方公共団体の職員が防災活動を行うために使用する自動車

(3) 前2号に規定するもののほか、市長が特に必要と認める自動車

(駐車料金の不還付)

第10条 既納の駐車料金は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(禁止行為)

第11条 利用者は、駐車場内において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 他の自動車の駐車を妨げること。

(2) 駐車場の施設又は駐車中の自動車を汚損し、又は破損するおそれのある行為をすること。

(3) 火気を使用すること。

(4) みだりに騒音を発すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼす行為をすること。

2 市長は、前項各号に掲げる行為をした者を速やかに出場させることができる。

(損害賠償)

第12条 利用者は、駐車場の施設、設備等を破損し、又は滅失させたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(損害の責任)

第13条 駐車場において、災害その他不可抗力により生じた損害及び自動車相互の接触、盗難等、市長の責めによらないで生じた損害については、市長は、当該損害の責任を負わない。

(管理の委託)

第14条 市長は、駐車場の管理を公共的な団体等に委託することができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この駐車場の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成12年11月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (令和3年2月19日告示第14号)

この告示は、令和3年3月1日から施行する。